

積立定期預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	一般財形預金
販売対象	・事業主に雇用されている勤労者および公務員
内容	・勤労者財産形成促進法に基づく貯蓄で、勤労者と事業主との天引契約に基づき、事業主が勤労者に支払う賃金から積立金を控除したうえ、事業主が勤労者に代わって当金庫に払込みを行う預金です
預入	
①預入方法	・事業主が勤労者に支払う賃金から積立金を控除したうえ、事業主が勤労者に代わって当金庫に払込みます(勤労者が直接預入することは認められません)
②預入金額	・3年以上の期間にわたって年1回以上定期的に預入することが必要です
③預入単位	・1,000円以上です
④預入単位	・1円単位です
利息	
①適用金利	・固定金利です
②元加方法	・預入日での預入期間に対応した店頭表示金利を適用します
③利払方法	・契約日を基準に1年毎元加日を設定し、その日時点で預入日または継続日から2年超3年以下の明細について、その明細の預入期間に応じた利率により計算した利息を元金に組入れ元利継続します。同一日に元利継続の対象となった複数の明細は1明細に集約します
④計算方法	・元金支払時に生じた利息を元金とともに支払ます 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で行います。なお、預入期間が1年超の場合は1年複利計算を行います
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
手数料
付加できる特約事項
中途解約時の取扱	・預入日または継続日から1年未満の明細を解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日または継続日から解約日前日までの日数により計算した、期限前解約利息と元金をお支払します
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・各預入明細の最長預入期限または指定満期日以降の利息は、支払日における普通預金利率により計算します ・1人複数契約(多種類・多店舗)が可能です ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

(1/1)

預-18